

令和 7 年度 相模原市病床整備事前協議【公募要項】

令和 7 年 4 月 1 日時点で相模原二次保健医療圏において、既存病床数が基準病床数を下回っているため、病床整備事前協議による病床配分を行います。つきましては、次のとおり療養病床及び一般病床の公募を行います。（精神、結核、感染症病床は対象外です。）

【参考】神奈川県調査による相模原二次保健医療圏の基準病床数と既存病床数

二次保健医療圏	基準病床数（A）	既存病床数（B）	差引（B－A）
相模原	6, 389 床	6, 298 床	△91 床

※既存病床数に介護医療院転換病床数 388 床を含む

1 病床整備の方針

（1）応募資格

病院又は診療所の開設（予定）者であること。

（2）応募の対象とする病床機能等

次に該当すること。 ※該当のない病床機能は評価対象外とします。

① 急性期機能または回復期機能を担う病床であること。（表 1）

病床機能	病床種別	診療報酬上の入院料等
急性期機能	一般病床	急性期一般入院料 地域包括医療病棟入院料 等
回復期機能	療養病床 一般病床	地域包括医療病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料または地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料 等

（3）優先配分する病床

- ・相模原市内の既存の医療機関の増床
- ・高齢者救急に対応する増床（これは相模原市内の既存の医療機関の増床に優先する）

（4）配分条件

次の事項が順守できることを配分の条件とします。

正当な理由なく実施できない場合には、配分された病床の返還を求めます。

ア 病院等の開設等に関する指導要綱（神奈川県）の事前協議の申出要件を満たしていること。

イ 診療報酬上の入院料等の届出に際して実績が必要となる施設基準がある場合は、開設日又は構造設備使用許可書の交付日から 1 年以内に届出を行うこと。

ウ 開設許可後 10 年間は配分を受けた時の機能と病床数を維持すること。

エ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に相模原地域 地域医療構想調整会議に諮ること。

2 評価方法等

(1) 事前協議の手順

提出された事業計画について、相模原市保健医療審議会病床整備検討部会（以下「検討部会」と言う。）において、表2の視点で総合的に評価します。また、応募者へのヒアリングも行います。

その後、相模原地域地域医療構想調整会議及び相模原市保健医療審議会の意見を踏まえ、市長が配分案を作成し、県知事に報告します。県知事は、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会での意見を踏まえ事前協議の結果を決定します。

(表2)

評価項目		
1	地域の医療需要	
	(1)	地域の医療ニーズ等との整合性
	(2)	現病院の病床稼働状況
2	地域医療連携等に係る状況	
	(1)	地域医療連携の状況
	(2)	入院支援職員の配置など具体的な対応策等
3	運営計画の実現性	
	(1)	開設（予定）者の経営基盤の健全性・安定性
	(2)	事業・返済計画の妥当性
	(3)	人材確保に関する確実性
4	整備計画の確実性	
	(1)	整備用地確保の確実性
	(2)	建築計画の妥当性

(2) 留意事項

ア 次の項目も確認した上で評価に反映します。

(ア) 神奈川県保健医療計画、地域医療構想、相模原市保健医療計画との整合性

(イ) 医療法第25条第1項に基づく立ち入り検査（いわゆる医療監視）における指導・指摘事項への対応状況

(ウ) 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が求められる場合の調整状況

イ 平成15年以降に医療施設近代化施設整備事業補助金を受けている場合は、必ず応募の前に、増床の可否について神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課（医療整備グループ）と協議を済ませてください。

※医療施設近代化施設整備事業補助金の交付を受けている場合は、増床が認められないことがあります。

ウ 病床数適正化支援事業により病床削減の給付金の支給を受けた開設者（又は開設者であった者）が、給付金の支給を受けた日から、令和17年3月31日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合には、給付金全額の返還が必要です。

エ 著しく評価が低い場合は、公募病床数に満たない応募であっても配分できない場合があります。

(3) 応募者ヒアリングについて

応募書類を基に各応募者へのヒアリングを行います。増床計画に係る責任者を含め、最大3名までの出席をお願いします。ヒアリングに関する詳細は、後日、応募者にお知らせします（事務局によるヒアリングに加え、必要に応じて、検討部会委員によるヒアリングを実施する場合があります）。

3 手続きの流れ等

(1) 事前協議実施のスケジュール

公募期間	令和7年8月1日（金） ～9月30日（火）
質問の受付	令和7年8月15日（金）受付期限 ※期限後2週間以内に回答予定
応募者ヒアリング	令和7年10月下旬頃
相模原地域地域医療構想調整会議 及び 相模原市地域保健医療審議会	令和8年1月～2月
神奈川県保健医療計画推進会議 及び 神奈川県医療審議会	令和8年2月～3月
事前協議結果の通知	令和8年3月下旬

(2) 公募要項の配布期間と場所

相模原市ホームページ（このページ）よりダウンロードしてください。

※紙配布はいたしません。

(3) 質問の受付と回答

公募要項の内容等に関する質問を下記のとおり LOGO フォーム（電子申請）で受け付け、相模原市のホームページへの掲載（このページ）により回答します。

※電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

- ・受付期限：令和7年8月15日（金）午後5時まで
- ・質問提出：LOGO フォーム（電子申請）（外部リンク）

<https://logoform.jp/f/4BhZp>

4 協議書等の提出

(1) 事務連絡票

協議書の概要やヒアリング希望日時等を入力いただきます。

ヒアリング日時の調整のため、協議書提出2週間前までに提出をお願いします。

（ヒアリング日時は、事務連絡票の提出順に決定します。）

- ・提出期限：令和7年9月16日（火）まで
- ・提出方法：LOGO フォーム（電子申請）（外部リンク）

<https://logoform.jp/f/Vr6R9>

(2) 協議書

- ・提出書類：病院等開設等事前協議書及び添付書類

(正本1部、副本10部の計11部)

- ・提出期限：令和7年9月30日(火)午後5時まで **必着**

- ・提出方法：郵送

※収受の確認は致しかねますので、簡易書留など記録の残る郵送方法を推奨します。

※後日こちらからご連絡の上、PDFデータの提出をしていただきますのでご準備をお願いします。

- ・提出先：〒252-5277

相模原市健康福祉局保健衛生部医療政策課 あて

※専用の郵便番号ですので住所の記載は不要です。